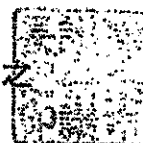


令和6年11月27日

津島市長 日比 一昭 様

津島市議会議長 垣見 啓之



市議会への確認事項への回答

先日、津島市長より市議会議長あてに照会された、市議会への確認事項に対しての市議会の見解について、令和6年11月19日（火）に各派代表者会議を開催し協議した結果を下記のとおり回答いたします。

記

1 免責特権について

貴職の見解と相違するものではない。

地方議員として当然のルールとして認識して議員活動を行うことを確認した。

2 議場における品位の保持について

貴職の見解と相違するものではない。

各議員が自覚して品位を保ち、地方自治法第132条に抵触する場合は、議会の自律権に基づき懲罰の対象となることを確認した。

3 検査権及び調査権について

貴職の見解と相違するものではない。

検査権及び調査権は議会に対して認められているものであり、議員個人に認められているものではないが、議員の資料請求に対して誠実に対応することを要望する。

4 一般質問の関連質問について

貴職が関連質問が許されない理由として挙げていることが、会議の場で危惧されることは承知しているが、過去に一般質問の場で理事者側の答弁に食い違いがある場合等に関連質問を行い問いただすこともあった。従って、関連質問は引き続き議長の判断により1回のみ許可することとし、関連質問の内容によっては、議長は許可しないことができることを確認した。

5 一般質問における一問一答方式について

原則として、市民に分かりやすく、論点を明確にするため、議員は質問内容について、理事者側との事前のヒアリングをしっかりと行うこと。また、理事者側も答弁について、議員との調整をしっかりと行うこと。さらに、議長は議員が不適切な質問をした場合や、理事者側の正確な答弁がなされない場合には、議事整理権をもって適切に議事運営をすることを再度、確認した。

今後の議会においても議員・理事者双方、協力のもと議事運営を進めたいと考える。